



資料編

1 用語解説

あ行

アクセシビリティ

直訳は接近できること、入手可能なことなどの意。障がいの有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが様々な建物・施設やサービス、情報などを支障なく利用できることです。

インクルーシブ教育

障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みのことです。

か行

共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のことです。

共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

グループホーム

専任の世話人が常駐し、食事提供や相談その他の生活面での援助を受けながら、数人の障がいのある人が共同生活する居住形態です。

権利擁護

障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を支援し、実現することです。

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なりますが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられます。

広汎性発達障害

2013年に改訂された、アメリカ精神医学会の診断基準 DMS-5 において「自閉症スペクトラム」と定義され、自閉症、アスペルガー症候群、その他特定不能の広汎性発達障がいが含まれます。症状のあらわれ方によっていくつかの診断名に分類されますが、本質的には同じ一つの障がい単位だと考えられています（スペクトラムとは「連続体」の意味）。典型的には、社会性（相互的な対人関係）の障がい、コミュニケーションの障がい、想像力の障がい（興味や行動の偏り、こだわり）の3つの特徴があらわれます。

さ行

児童発達支援

障がい児が通所することで、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

自閉症

社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる脳機能の障がいです。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものことです。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などがあげられます。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のことです。平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月施行）され、主に、①障がいを理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどを定めています。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のことです。平成 24 年 6 月に制定され、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律です。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

障がい者法定雇用率

従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用率制度によって義務づけられた、障がい者雇用の最低比率のことです。

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの目標量と具体的方策をまとめた計画です。

ジョブコーチ

障がい者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者を指します。

自立生活援助

障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

生活支援センター

障がい者の相談、支援などを行うところのことです。

成年後見制度

認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度です。

た行

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のことです。

地域包括支援センター

保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスや介護保険認定申請等の援助を行う業務を実施しています。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥とは、作業活動等での不注意な誤りを繰り返す、注意の持続が困難、紛失を繰り返す等の状況を指します。多動性とは、そわそわとしたしぐさ、離席・走り回り、多弁等の状況を指します。

な行

難病

特定疾患治療研究事業対象疾患ともいいます。原因が不明で、治療方法が確立されていない疾患をいいます。

日中一時支援

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことがノーマルな人間生活であり、さらに障がいのある人も地域を基盤として人々とともに生きていける社会がノーマルな社会です。この両面をともに実現する社会をめざしていくことです。

は行

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるためにさまざまな障壁をなくしていくことです。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、そして差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面です。

バリアフリー新法

高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することをめざした法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」です。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいのことです。

福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な人が、障がい福祉サービス等の福祉施策を利用して就労することです。

ま行

民生委員・児童委員

地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行うことです。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど市民に最も身近な存在として活動しています。

や行

ユニバーサル・デザイン

障がいのある人や高齢者等に使いやすい配慮をするという「バリアフリー」の概念を超えて、障がいのある人や高齢者も含め、だれもが利用しやすい製品や環境をデザイン（考案）することです。

ら行

ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・成年期・壮年期・老齢期など人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のことです。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力や職業適性を高める職業的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなど、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的復権（何らかの障がい者がその能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念です。